

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）第8条第2項の規定により、県民活動交流センターの附属の設備の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表に掲げる額

表 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金（1回につき）	
附属の設備	ホール	照明設備	円	
		第1スポットライト	1式 2,580	
		第2スポットライト	1式 3,310	
		第3スポットライト	1式 3,310	
		第4スポットライト	1式 3,310	
		第5スポットライト	1式 3,480	
		第6スポットライト	1式 1,480	
		第7スポットライト	1式 1,130	
		第8スポットライト	1式 1,130	
		カラーフィルター	1式 190	
		クセノンフォロースポットライト	1式 1,160	
		プロジェクタースポットライト	1式 200	
		ディスクマシーン	1式 340	
		スライドキャリアマスク	1式 110	
		ダブルマシン	1式 200	
		リニアエフェクト	1式 280	
		パターンアダプター	1式 40	
		ミラーボール（丸変速型）	1式 100	
		ミラーボール（楕円変速型）	1式 130	
		波エフェクト	1個 70	
		ステージスポットライト（1kw）	1個 210	
		ステージスポットライト（0.5kw）	1個 190	
		エリプソイダルスポット	1式 60	
		ストリップライト	1台 90	
		スモークマシーン	1式 200	
		映像設備	高輝度プロジェクター	1台 13,350
			書画カメラ	1台 780
			移動型液晶プロジェクター	1台 2,930
		舞台設備	水引幕	1枚 560
			源氏幕	1対 350
			引割幕	1対 1,820

		袖幕	1枚	390
		一文字幕（高さ4,550mm）	1対	840
		一文字幕（高さ3,200mm）	1枚	600
		バック幕	1対	1,660
		ダメ黒幕	1対	630
		平台	1台	150
		箱足	1個	10
		箱階段	1台	220
		電動昇降式演台	1台	1,030
		花台	1台	190
		司会者台	1式	840
		金屏風	1双	2,360
		白屏風	1双	2,360
		旗パネル	1枚	260
		地絨（幅18,000mm）	1枚	990
		地絨（幅6,000mm）	1枚	200
		展示パネル	1式	1,070
		ホワイトボード	1台	60
		プログラムスタンド	1台	120
		パンチカーペット	1巻	250
		仮設ステージ	1式	870
		ミーティングチェア	1台	20
		ピアノ	1台	13,570
		指揮者台	1台	140
		指揮者用譜面台	1台	70
		譜面台	1台	70
		その他の設備		
		同時通訳装置	1式	16,470
		国際会議用テーブル	1式	13,070
ホール以 外の施設	展示室	展示台（高さ850mm）	1台	130
		展示台（高さ900mm）	1台	250
		展示台（高さ1,050mm）	1台	310
		展示台（高さ1,200mm）	1台	330
		簡易式展示パネル（3連）	1台	310
		簡易式展示パネル（4連）	1台	400
		簡易式展示パネル（5連）	1台	500
		昇降式自立パネル	1台	720
		床面照明器具	1台	30
		スポットライト	1台	20
		可動カウンター	1台	80
		椅子	1台	20

スタジオ オ・調 整室	ドラムセット	1 式	680
	ギターアンプセット	1 式	690
	ベースアンプセット	1 式	590
	電子ピアノ	1 台	290
	シンセサイザー	1 台	240
	譜面台	1 台	10
	丸椅子 (楽器演奏用)	1 脚	10
	スピーカーパワーアンプセット	1 式	880
	ダイナミックマイクロホン 1	1 本	60
	ダイナミックマイクロホン 2	1 本	30
	コンデンサーマイクロホン	1 本	110
	マイクスタンド (ブーム式)	1 台	50
	マイクスタンド	1 台	50
	ステレオヘッドホン	1 台	30
	リハー サル室	ピアノ	1 台
会議室 804	固定型プロジェクター	1 台	5,830
ホール・ホール以外 の施設共通	簡易スピーカーシステム	1 台	210
	放送設備	1 式	1,360
	コンパクトディスク・ミニディスクラジオカセット テープレコーダー	1 台	120
	ビデオ一体型デジタルディスクプレーヤー	1 台	70
	スクリーン	1 台	140
	パイプ組立式スクリーン	1 式	520
	移動型プロジェクター 1	1 台	650
	移動型プロジェクター 2	1 台	330
	書画カメラ 1	1 台	460
	書画カメラ 2	1 台	260
	プロジェクター・書画カメラ台	1 台	160
	ノートパソコン	1 台	320
	茶道具	1 式	620
	展示パネル	1 枚	110
	金屏風	1 双	700
	リノリュウム	1 枚	80
	折りたたみテーブル	1 台	20
	スタッキングテーブル	1 台	90
	ステージ	1 台	560
	電気料	1 kw までごとに	120

備考 1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時ま

で又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものと
する。

2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライ
トを2列以上使用する場合に限り、徴収する。

2 利用料金の適用年月日

平成21年4月1日